



子育て世帯への臨時特別給付金

○申請期限 1月31日(月)

○提出先 役場福祉事務所または指江支所総合管理課

○支給額 子ども1人につき10万円

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために、臨時特別給付金が支給されます。

町から児童手当を受給しているかたには、令和3年12月22日に支給済みですが、公務員および子どもが高校生のみの世帯は申請が必要です。対象者には申請書類を郵送していますので、必ず申請してください。

なお、子どもの住所が長島町外の場合は、役場からの申請書類が届かないことがありますので、問い合わせください。

○支給対象者

平成15年4月2日～令和4年3月31

給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響による子育てに対する負担の増加や収入の減少に対する支援のため、子どもにつき5万円の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」を支給しています。

まだ申請が済んでいないかたは、2月28日(月)までに手続きください。

○対象者

【ひとり親世帯】

○対象者

平成15年4月2日～令和4年3月31

問い合わせ先 役場福祉事務所子育て支援係 ☎ (86)1146[直通]

得な情報ボックス
知つ得あくと、わ!

知つ得ボックス

日までに生まれた子どもを養育するかた(児童手当特例給付対象および児童手当特例給付に準ずる所得のかた)を除く)

○受給手続き 申請が必要です。該当すると思われるかたは、役場福祉事務所まで連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で手当が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているひとり親世帯のかた

広報ながしま10月号でお知らせしたインフルエンザ予防接種期間を1月31日(月)まで延長します。詳しくは、問い合わせください。

65歳以上のかた(令和2年12月31日時点)※呼吸器などの障害手帳持続相当のかたは60～64歳も該当します。

○接種料金 無料

1級相当のかたは60～64歳も該当します。

○接種回数 1回

18歳以下のかた】医療機関の接種費用から助成額(2千円)を差し引いた額

○接種料金 無料

13歳未満は2回、13歳以上は1回

○接種回数 1回

【18歳以下のかた】医療機関の接種費用から助成額(2千円)を差し引いた額

○接種料金 無料

13歳未満は2回、13歳以上は1回

○接種回数 1回

18歳以下のかた】医療機関の接種費用から助成額(2千円)を差し引いた額

○接種料金 無料

13歳未満は2回、13歳以上は1回